

旅行業務取扱料金表

(この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面の一部となります。)

毎度当社をご利用いただき、まことにありがとうございます。

当社では、お客様との旅行の契約に際しまして、下記の取扱料金を申し受けます。

なお、この旅行業務取扱料金は、国土交通省令で定められた基準に従って定めたものとなります。

区分	料金
手配手数料	1 手配につき ご旅行費用総額の 20%以内

(注) :

1. 上記の各料金には消費税が含まれています。
2. 「旅行費用」とは宿泊料その他の名目で、宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。
3. 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて 1 件として扱います。
4. ご旅行 (宿泊) を中止される場合、上記料金の取扱いはキャンセルポリシーに従います。

(2024 年 4 月現在)